

○南城市三世代同近居支援補助金交付要綱

平成30年3月26日

告示第35号

改正 平成30年5月24日告示第76号

平成31年3月11日告示第40号

令和2年3月25日告示第43号

令和2年12月28日告示第203号

令和3年9月30日告示第149号

令和5年3月6日告示第186号

令和6年3月28日告示第53号

(趣旨)

第1条 この告示は、南城市の三世代同近居と子育て支援を促進し、地域コミュニティの活性化や、家族の絆の強化と定住促進を図るため、予算の範囲内において親と子が三世代で同居又は近隣に居住するための費用の一部を補助するものとし、その補助について、南城市補助金等交付規則（平成18年南城市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(令2告示43・一部改正)

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子世帯 補助金の交付申請日（以下「申請日」という。）において、満18歳に到達して最初の3月31日までの間にある子どもと生計を一にし、かつ、同居している親子世帯をいう。
- (2) 子 子世帯の世帯主又はその配偶者をいう。
- (3) 親世帯 子のいずれかの二親等内の直系尊属の世帯をいう。
- (4) 三世代同近居 子世帯と親世帯が同居又は近居している世帯をいう。
- (5) 同居 子世帯と親世帯が同一行政区内に居住することをいう。但し、賃貸物件への居住は除く。
- (6) 近居 子世帯と親世帯が南城市内に居住し、かつ、同居の要件を満たしていないことをいう。但し、賃貸物件への居住は除く。
- (7) 定住 三世代同近居を開始した者が、その住居に永続的に住み続けることをい

う。

(8) 引越費用 住宅の新築、改築又は購入を伴わない転入、転居に係る費用の定額支給のことをいう。但し、賃貸物件への居住は除く。

(9) 過疎地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法第19号）第2条第2項により公示された地域のことをいう。

（令2告示43・令5告示186・一部改正）

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内で新たに三世帯同居を始めるために、引越し等を行う世帯の世帯主で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 転入、転居による同居又は近居を始めた日から1年以内であること。

(2) 申請日において、次のいずれかに該当すること。

ア 子世帯が継続して1年以上同一行政区外に居住した後に、同居していること。

イ 子世帯が継続して1年以上市外に居住した後に、同居又は近居していること。

(3) 同居する家屋又は近居する行政区内に定住する意思があること。

(4) 当該子世帯の構成員の全員及び親等が、居住する行政区の自治会に加入していること。

(5) 当該子世帯の構成員の全員及び親等が、マイナンバーカードを取得していること。

(6) 当該子世帯の構成員の全員及び親等（納税義務者）が、納期限が到来している市税を完納していること。

(7) 補助金の交付を受けようとする者が、この告示に基づく補助金を受給していないこと。

(8) 当該子世帯の構成員の全員が、他の公的制度による移住・引越・家賃補助等を受けていないこと。

(9) 当該子世帯の構成員の全員及び親等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び関係者でないこと。

(10) 本補助金の効果測定に資する調査等へ積極的に協力すること。

（平30告示76・平31告示40・令2告示43・令2告示203・令5告示186・令6告示53・一部改正）

(補助対象経費)

第4条 補助対象者へ交付する補助金の上限額等は、別表1のとおりとする。

- 2 当該子世帯と親等が過疎地域内で三世代同近居を開始した場合は、補助対象者に対し通常交付する金額に過疎地域加算を行った金額を交付する。
- 3 過疎地域は別表のとおりとする。

(平31告示40・令2告示43・令5告示186・一部改正)

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は三世代同近居支援補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に別表に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは三世代同近居支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(令2告示43・一部改正)

(申請事項の変更及び承認)

第6条 前条第2項により補助金の決定の通知を受けた補助対象者は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに三世代同近居支援補助金変更交付申請書(様式第3号)に、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、三世代同近居支援補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により補助対象者に通知するものとする。

(令5告示186・一部改正)

(補助金の請求及び交付)

第7条 補助対象者は、第5条第2項又は前条第2項に規定する通知書を受けた場合は、速やかに三世代同近居支援補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、補助対象者からの請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この告示に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第9条 補助対象者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第10条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

- 2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月24日告示第76号）

この告示は、平成30年5月24日から施行し、改正後の南城市三世代同近居支援補助金交付要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月11日告示第40号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の南城市三世代同近居支援補助金交付要綱の規定により申請があった、又は交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月25日告示第43号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月28日告示第203号）

この告示は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年9月30日告示第149号）

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の各告示に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和5年3月6日告示第186号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の南城市三世代同近居支援補助金交付要綱の規定により申請があった、又は交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月28日告示第53号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に、この告示による改正前の南城市三世代同近居支援補助金交付要綱の規定により申請があった、又は交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

別表1 (第4条関係)

区分		補助基本上限額	過疎地域加算
1. 新築、改築、購入費用	(1) 同居	30万円	70万円
	(2) 近居	20万円	30万円
2. 引越費用(定額)	(1) 県外	10万円	20万円
	(2) 県内	5万円	5万円

別表2 (第4条関係)

地域区分	過疎地域の範囲
旧知念村地域	全域

様式第1号（第5条関係）

（令2告示203・令3告示149・令5告示186・一部改正）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）

（令3告示149・令5告示186・一部改正）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第7条関係）

（令3告示149・一部改正）